

令和8年（フ）第875号

千葉県市川市田尻2丁目11番21号（クレイノ
リバティークレイワ102号）
破産者 堀添 祐樹

- 1 決定年月日 令和8年8月31日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（フ）第460号

茨城県ひたちなか市大字東石川3713番地
破産者 むつの不動産株式会社
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

令和7年（フ）第84号

山梨県上野原市上野原3284番地
破産者 G L O B A L株式会社
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和8年（フ）第888号

札幌市中央区南8条西4丁目422番地51
破産者 有限会社エフ・エー・エル
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和5年（フ）第270号

茨城県水戸市備前町3番29号
破産者 磯崎 寛也
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

令和6年（フ）第82号

栃木県小山市神山二丁目12番2号2階
破産者 株式会社W R

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和8年（フ）第72号

さいたま市大宮区桜木町2番3号大宮マルイ7階
破産者 合同会社ニライカナイ

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第629号

埼玉県蕨市塚越7ー24ー3西川口プラザA103
破産者 株式会社小松原建設

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年（フ）第1887号

千葉県船橋市新高根6丁目44番3号
破産者 有限会社京葉エンジニアリング
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（フ）第1307号

千葉県木更津市貝渕3丁目11番27号
破産者 三富 啓善
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（フ）第1862号

千葉県大網白里市みずほ台3丁目29番地38
破産者 株式会社ウィスタリアシステム

- 1 決定年月日 令和8年9月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第409号

千葉県習志野市藤崎7丁目11番34号
破産者 石井 平
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第485号

千葉県花見川区花見川1番2棟301号
破産者 風穴 由香
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第579号

千葉県市川市福栄4丁目6番3号
破産者 川端 洋美
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第662号

千葉県市川市塩焼3丁目14番8ー102号（エ
ミネンスサンワ）
破産者 平山 大気
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第698号

千葉県市川市関ヶ島3番12号（エレガンス
M T103）
破産者 伊藤 尚輝
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉県地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第4075号

東京都新宿区中落合1丁目10ー5
破産者 矢作 禎子
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第409号

東京都八王子市長房町588番地長房アパート
西24ー604
破産者 大坂 光治
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第854号

群馬県みどり市笠懸町阿左美337番地1
破産者 株式会社ドリームアロー
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第855号

東京都福生市大字福生2143番地2
破産者 笹本勇こと リ ジェヨン 李 在 勇
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第880号

東京都立川市羽衣町2丁目58番2号スクエア
ハウス101号
破産者 大沼 光子
1 決定年月日 令和8年9月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部